■一定の建築物等の所有者・管理者は、有資格者に建築物等の劣化状況を調査・検査させ、その結果を特定行政庁へ報告義務

国指定概要【建築基準法·政令·省令·告示】

A. 建築物※1 対象用途	対象用途の位置・規模※2(いずれかに該当)	
劇場、映画館、演芸場	① 3 階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が 1 階にないもの ④地階にあるもの	
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの	
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設	① 3 階以上の階にあるもの ② 2 階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの	
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗		
※1:該当する用途部分が 避難階のみにあるものは対象外 ※2:該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。		

В.	昇降機
В.	

対 象	例外
	①住戸内のみを昇降する昇降機 ②工場等に設置されている専用エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター)

C. 建築設備等 (防火設備(防火 ○上記 A の建築物の防火設備 **—))**

象

例 ・常時閉鎖式※4の防火設備・防火ダンパー

外

扉、防火シャッタ ○病院、有床診療所、就寝用福祉施設※3の防火設備

・外壁開口部の防火設備

※3:該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの

|※4: 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

D. 準用工作物

- 〇 観光用エレベーター・エスカレーター
- 〇 コースター等の高架の遊戯施設 〇メリーゴーラウンド、観覧車等の原動機による回転運動をする遊戯施設

2 道指定概要【建築基準法施行細則(道規則)】

E. 建築物※5 対象用途	対象用途の位置・規模 (いずれかに該当(国指定と重複するものは道指定対象外))	
劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、 公会堂、集会場	① 3 階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積(客室又は集会室の部分に限る)が200㎡を超えるもの	
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等※6	①3階以上の階にあるもの (100㎡超) ②床面積の合計が500㎡ (児童福祉施設等で収容施設のないものにあっては1,000㎡) を超えるもの	
ホテル、旅館	① 3 階以上の階にあるもの (100㎡超) ②床面積の合計が300㎡を超えるもの	
下宿、共同住宅、寄宿舎	①3階以上のものであって、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	
学校、体育館	① 3 階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に附属するものを除く)	① 3 階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	① 3 階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、	① 3 階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡を超えるもの	
事務所その他これに類するもの	① 5 階以上のものであって、かつ、床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	
※5:該当する用途部分が 避難階のみにあるものも対象 ※6:老人ホームを含む、幼保連携型認定こども園を除く。		

械排煙設備、非常用の照明装置)

F. 建築設備等(機械換気設備、機 ◯ 上記 Eの建築物 (国指定と重複するものを含む) の機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置